

## 琴浦町犯罪被害者等支援条例（案）の意見募集結果について

総務課

### 1 意見募集の概要

(1) 期間：令和5年1月17日（火）から2月6日（月）

(2) 周知方法：

防災行政無線、町ホームページ及び各庁舎で公開

### 2 意見募集の結果

(1) 意見書提出の状況

郵便	ファクシミリ	メール	持参	計
0	0	1	0	1

(2) 意見内容と対応方針

番号	応募意見の概要	応募意見に対する町の考え方
1	<ul style="list-style-type: none"><li>自由な情報のフローの妨げ</li></ul> 条例が厳格な制限を課せる場合、インターネット上の情報の自由なフローが妨げられる可能性がある	条例（案）では、厳格な制限を課すものではなく、犯罪被害者への支援の必要性について理解し、二次的被害が生じることがないように配慮するとともに、町が実施する施策に協力するよう努めることを規定しています。
2	<ul style="list-style-type: none"><li>プライバシー侵害の増加</li></ul> 情報の収集・蓄積・利用に関する法的枠組が不十分な場合、個人情報保護の侵害や、プライバシー侵害などの問題が生じることもある	個人情報の収集・蓄積・利用に関しては、個人情報保護法などに基づき対応することとしています。 法令に基づき、個人情報保護やプライバシー侵害がないよう、情報の取り扱いには十分留意し、支援を行います。

3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発言の自由の制限 条例が特定のトピックに関する発言を禁止する場合、町民の言論の自由が制限されることがある</li> </ul>	<p>条例（案）は特定のトピックに関する発言を禁止するものではなく、犯罪被害者への支援の必要性について理解し、二次的被害が生じることがないように配慮するとともに、町が実施する施策に協力するよう努めることを規定しています。</p>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公職選挙法に抵触 町長の裁量で住居や金銭の供与が可能になりますので、場合によっては公職選挙法に抵触することがある</li> </ul>	<p>公職選挙法では、当選を得若しくは得しめない目的で、選挙人又は選挙運動員に対して、金銭・物品その他の財産上の利益の供与は禁止されていますが、個人としての支援ではなく、町の施策としての支援であるため、公職選挙法の抵触はありません。</p>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例の不正利用 被害者の断定が明確にできない可能性があり、被害者なりすましや虚偽申告をする個人や特定団体の条例悪用に対処することができない可能性があり、不正利用の温床になる</li> </ul>	<p>条例の悪用がないよう、条例（案）第4条第2項で規定する関係機関と連携を行いながら、必要な支援を行います。</p>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報漏洩への懸念 犯罪被害者に対する情報漏洩の可能性があり、情報が不正に利用された場合、被害者やその家族に対する嫌がらせや脅迫などの悪用がある。 また、法的手続や裁判上の情報も含まれる可能性があり、これが不正に使われることで、裁判の正義が損なわれることもある</li> </ul>	<p>情報の取り扱いには十分に留意します。</p>